

高齢者等ふれあい戸別収集事業の概要

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ごみ出しが困難となった高齢者や障害者のごみ出し対策として新たな戸別収集制度を開始する。

ごみ収集を担当するクリーンセンターと健康福祉部が連携し、自ら家庭ごみを集積場所まで出すことが困難で、身近な人などの協力が得られない世帯を対象に、玄関先等の所定の場所までごみの戸別収集を行うとともに、ごみ出しが無い場合などには併せて安否確認を行う。

1 対象者の要件

対象となる世帯は、全ての世帯員が以下のいずれかに該当する世帯で、自ら家庭ごみを集積場所まで出すことが困難で、身近な人などの協力が得られない世帯

- (1) 介護保険の認定が要介護2以上の人
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の人
- (3) 療育手帳Aの人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の人
- (5) 障害者総合支援法の対象となる難病の人

※ 親族、近隣者、ホームヘルパーやボランティア等の協力によりごみ出しが可能な場合は対象としない。

2 申請方法等

- (1) 申請受付 随時受付 ※平成28年7月1日(金)から受付開始
- (2) 申請窓口 高齢者の人⇒高齢福祉課 障害者、難病の人⇒障害福祉課
- (3) 審査

本人、ケアマネージャー、相談支援専門員等の福祉関係者などに、ごみ出しの現状等についての聞き取り調査等を経て利用の可否を決定

(4) 申請の流れ

- ① 申請書の提出(申請窓口:高齢福祉課又は障害福祉課)



- ② 申請基準を満たしているか審査



- ③ 申請者宅にて現地調査(担当:クリーンセンター)



- ④ ふれあい戸別収集開始

3 ごみの収集について

(1) 収集するごみ

燃やせるごみ(可燃ごみ)、プラスチック製容器包装、資源ごみ・危険ごみ、燃やせないごみ(不燃ごみ) ※ 粗大ごみは収集しない。

(2) 収集回数

- ・燃やせるごみ、プラスチック製容器包装・・・原則として週1回
- ・資源ごみ・危険ごみ、燃やせないごみ・・・原則として月1回

(3) 収集場所 玄関先等の指定された場所

- (4) その他 ごみ出しが無い場合には、声かけ等の安否確認を実施する。